

単価契約書

件 名 群馬運輸支局の自動車登録番号標封印取付け委託業務
契約単価 一個につき〇〇, 〇〇円（消費税及び地方消費税額込み）
契約期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日までとする。
履行場所 「仕様書」のとおり

本契約を締結するにつき、支出負担行為担当官 関東運輸局長 〇〇 〇〇 を発注者とし、役務供給者 〇〇〇〇（会社名） 〇〇〇
〇（代表者役職） 〇〇 〇〇（代表者氏名）を受注者として、下記条項のとおり契約する。

第1条 受注者は、書面による承諾を得ないで、この契約の履行を第三者に委任し、又はこの契約により生じる債権を譲渡してはならない。

第2条 封印取付け業務の詳細は、「仕様書」、道路運送車両法、封印取付け委託要領、封印取付け委託者準則の定めるところによる。

第3条 契約の期間は、発注者の都合により変更することができる。
ただし、作業内容を変更しようとするときは、発注者受注者協議のうえこれを決定する。

第4条 本契約締結後、予期することができない事由の発生により、契約単価が不適当となったときは、発注者受注者協議のうえ契約単価を変更することができる。

第5条 受注者は、業務委託終了後1ヶ年分を取りまとめ発注者に請求をするものとする。

第6条 発注者は、受注者の封印取付け業務に関し、必要に応じて受注者の事業場に立入調査することができる。

第7条 発注者は、受注者の封印取付け業務の監督上、必要がある場合には、帳簿等の提示を求めることができる。

第8条 受注者は、天変地異その他、受注者の責に帰さない事由により、所定の作業をすることができないときは、発注者に対しその事由を明らかにした書面を提出し指示を受けなければならない。

第9条 作業に要する一切の費用はすべて受注者の負担となる。

第10条 受注者は、一日の作業を完了したときは、その件数を書面をもって発注者に届けるものとする。

第11条 本契約内容が完了したときは検査職員の検査を受けるものとする。

第12条 発注者は、受注者から適法な請求書を受理した日から30日以内に代金を支払うものとする。
2. 前項において、発注者の責に帰する事由により支払が遅延したときは、年2.5パーセントの割合をもって遅延利息を支払わなければならない。

第13条 発注者又は受注者は、15日以前に予告して本契約を解除することができる。
ただし、本契約解除によって損害を生じたときは確証のあるものに限り実費を標準として、その損害を補償するものとし、その金額については、発注者受注者協議のうえこれを決定するものとする。

第14条 発注者は次の各号に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。
(1) 受注者が封印の受託者の資格を解除されたとき。
(2) 受注者が破産の宣告を受け又は無能力者となり、若しくは居所が不明になったとき。
(3) この契約の履行に関して使用人等に不正な行為があったとき。
(4) 所定の作業を遂行する見込みがないことが明らかになったとき。
(5) 第1条及び第15条の規定に違反したとき。
(6) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この項において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この項において同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この項において同じ。）であると認められるとき。
ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
ヘ 下請契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
(7) 前各号の他、受注者が契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないとき。

第15条 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、契約額（この契約締結後、契約額の変更があった場合には、変更後の契約額）の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第51条第2項の規定により取り消された場合を含む。）

- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条の規定に基づく排除措置命令（次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (3) 納付命令又は排除措置命令により、受注者に独占禁止法第3条の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4) この契約に関し、受注者（法人にあつては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
2. 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

第16条 受注者は、本契約の履行により知り得た、発注者の業務上の秘密及び情報を第三者に漏らしてはならない。

第17条 この契約に関して発注者と受注者の間に紛争が生じた場合には、両者の協議により選任した者のあっせんにより解決を図る。この場合における紛争の処理に要する費用は、発注者と受注者とが協議して特別の定めをしたものを除き、各自これを負担する。

第18条 本契約に関し、以上の各条項に疑義を生じたとき、又は各条項に定めない事項については、発注者受注者協議のうえ決定する。

上記契約を証するため本書2通を作成し、発注者受注者押印の上、各自1通を保有する。

令和 8年 4月 1日

発注者 神奈川県横浜市中区北仲通5-57
横浜第二合同庁舎
支出負担行為担当官
関東運輸局長 ○○ ○○

受注者 ○○○○（住所）
○○○○（会社名）
○○○○（代表者役職） ○○ ○○（代表者氏名）